

区議会議長・副議長決まる

平成21年第1回区議会臨時会が5月25日に開催され、区議会議長に深沢としさだ議員(自由民主党新宿区議会議員団)、副議長に小松政子議員(新宿区議会公明党)が選出されました。

各委員会の委員構成も変わりました。詳しくは、6月15日発行の「区議会だより臨時会号」をご覧ください。

【問合せ】区議会事務局調査管理係(本庁舎5階)
☎(5273) 3534へ。

平成21年第2回区議会定例会

提出議案

区長が提出した議案は次のとおりです。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

◆予算案3件

- ◎平成21年度補正予算
- 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第3号)
- 平成21年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成21年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第2号)

◆条例案12件

- ◎一部改正の条例
- 新宿区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 新宿区立地域センター条例の一部を改正する条例
- 新宿区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

- 新宿区立地域交流館条例の一部を改正する条例
- 新宿区立シニア活動館条例の一部を改正する条例
- 新宿区立児童館条例の一部を改正する条例
- 新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 新宿区立保育所条例の一部を改正する条例
- 新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 新宿区違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

- 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例
- ◎廃止の条例
- 新宿区管理通路条例を廃止する条例
- ◆その他4件
- 新宿区役所本庁舎受変電設備改修工事請負契約
- 土地の売払いについて
- 訴えの提起について
- 特別区道の路線の認定について
- ※議案を追加する場合もあります。

共同参画 新たな社会のパスワード

6月23日～29日は男女共同参画週間



男女共同参画社会の実現に向けて、男女がそれぞれを個人として尊重し、性別にかかわらず仕事と家庭・育児・介護・地域活動等をバランスよく担うことが大切です。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会の姿とは、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などで、子育て期・中高年期といった人生の各段階にに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会です。

女性の職場への参画だけでなく、男性の家庭・地域活動への参画など、男女がともにさまざまな生き方を選択できるよう、働き方を見直す必要があります。この機会に、男女共同参画社会の形成のためにわたしたちが家庭・地域・職場でできることを考えてみませんか。

女性の参画の推進

区の政策決定過程への女性の参画を推進するため、「新宿区男女共同参画推進計画」に基づき、「平成23年度までに審議会等において一方の性が40%を割らないこと」を目標に、女性委員の登用を推進しています。また、職員への意識改革も進めています。

現在、区の審議会等

の女性委員の比率は国や東京都と比べて高い比率となつていますが、今後も目標の達成に向けて、より一層取り組んでいきます(下表)。

区の審議会等における女性委員の比率

新宿区 (平成21年4月1日)	特別区平均 (平成20年4月1日)	東京都 (平成20年4月1日)	国 (平成20年9月30日)
34.6%	30.3%	21.2%	32.4%

悩みごと相談室をご利用ください

自分のこと、夫婦のこと、仕事のことなど、お悩みの方はご相談ください。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。男性相談員による相談も受け付けています。

【日時・会場等】下表のとおり。電話相談の受け付けは午後3時30分まで。午後0時～1時は除きます。

【相談員】性と生アロバイザー、弁護士、ソーシャルワーカー、元家庭裁判所調査官、家族・しごとアドバイザー
【費用】無料

日時	会場	電話相談	面接相談
月～土曜日 午前10時～午後4時	男女共同参画推進センター(ウイズ新宿、荒木町16)	☎(3353)2000	事前に ☎(3341)0801へ 予約
月曜日 午前10時～午後4時	区役所第1分庁舎2階 区民相談室	☎(5273)3646	
土曜日 午後1時～4時 ※男性相談員による相談	男女共同参画推進センター	☎(3341)0905	

パートナーシップ講座の 協働開催団体を募集

男女共同参画推進のための講座を、区と協働で開催する団体を募集します。詳しくは、お問い合わせください。

【対象】次のいずれかに該当する団体。▼男女共同参画推進センター(ウイズ新宿)に登録している、▼区内で継続的に活動し、男女共同参画推進施策の協力・推進に努め、構成員が10名以上で、半数以上が区内在住または在勤

【開催講座の要件】次のすべてに該当する講座。▼平成22年3月31日(木)までに開催する、▼団体の構成員以外の出席も可能、▼30名以上の出席が見込める
※講師への謝礼は、区が基準に基づいて負担します。

【問合せ】男女共同参画課 ☎(3341)0801 へ。

ワークライフ・バランスの実践 社会全体で 子育てを

【問合せ】教育政策課地域家庭教育係(本庁舎4階) ☎(5273)3147 へ。

●保護者の方へ
家庭の教育環境を考えましょう

●事業(雇用)主の方へ
家庭の教育環境整備にご協力を

区では、次代を担う青少年の育成に重要な役割を持つ家庭の教育力の向上を支援しています。

区では、家庭の教育力の向上のため、保護者の方が学校行事やPTA活動に参加できる環境づくりを推奨しています。

社会生活に必要な習慣やマナーを身に付けるには、家庭の教育環境が重要です。子どもは親の姿を通して、基本的な生活習慣や社会とのかわり方を習得し、感情のコントロールの仕方

次世代を担う人材を育成するためにも、地域社会全体で子どもを育てることが大切です。また、ワークライフ・バランスの観点からも、働く方の家庭教育活動への積極的なかわりが必要です。

を身に付けていきます。保護者の方は、保護者会や家庭教育学級等に積極的に参加し、親同士のつながりを大切にして、子どもを育てていきましょう。

には、社員・職員の皆さんが学校行事・家族行事等に参加できるように、休暇の承認や職務免除等について、配慮していただくようお願いいたします。

男性の育児・介護を支援する 企業を応援します

●7月1日(水)からサポート企業の登録を受け付けます

区内の中小企業を対象に、男性の育児・介護休業等の取得を推進している企業を「サポート企業」として認定・登録し、男性従業員が育児・介護休業等を取

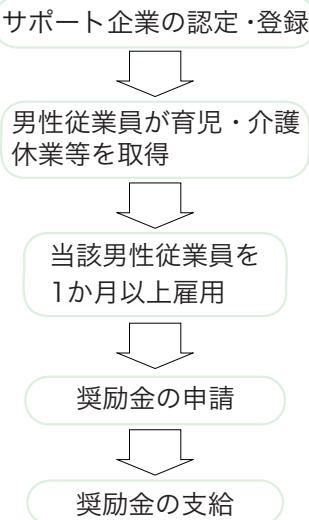
得後、要件を満たす場合には奨励金を支給します。
【登録要件】次のすべてに該当する企業。▼中小企業基本法に定める区内の中小企業者(ただし従業員数が2名以上)、▼雇用保険法に基づく雇用保険の適用を受ける事業所が区内にある、

【奨励金】次のすべてに該当する企業。▼中小企業基本法に定める区内の中小企業者(ただし従業員数が2名以上)、▼雇用保険法に基づく雇用保険の適用を受ける事業所が区内にある、

【奨励金の支給】21年4月1日～22年3月31日に、男性従業員が育児・介護休業等を取

得し、次に該当する場合に支給(1社につき3回まで)(下図参照)
◎育児・介護休業の場合：▼①14日以上連続する休業を取得した、▼②当該従業員に賃金を支払った、または当該従業員の代替要員を雇用した、▼③当該従業員が育児・介護休業等を取

奨励金支給の流れ



【奨励金額】「取得期間時間」を対象として支払った賃金総額(または「男性従業員が育児・介護休業等を取

得し、次に該当する場合に支給(1社につき3回まで)(下図参照)

【奨励金額】「取得期間時間」を対象として支払った賃金総額(または「男性従業員が育児・介護休業等を取

得し、次に該当する場合に支給(1社につき3回まで)(下図参照)

【奨励金額】「取得期間時間」を対象として支払った賃金総額(または「男性従業員が育児・介護休業等を取

得し、次に該当する場合に支給(1社につき3回まで)(下図参照)